

第18回山陽小野田市都市計画審議会議案

とき 令和2年7月30日(木)午後2時

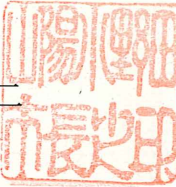
ところ 山陽小野田市役所大会議室

議案第1号

山 都 第 1 2 7 1 号
令和2年(2020年)7月30日

山陽小野田市都市計画審議会会長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛



山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、山陽小野田市都市計画審議会条例（平成17年山陽小野田市条例第153号）第2条第1項第2号の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

議案集別冊「山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

理 由

山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成16年に都市計画決定され、平成24年に変更しています。

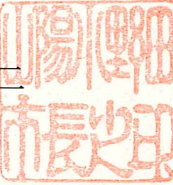
この度、社会情勢の変化に対応するため、本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

議案第2号

山 都 第 1 2 7 1 号
令和2年(2020年)7月30日

山陽小野田市都市計画審議会会長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛



山陽小野田都市計画用途地域の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画用途地域を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山陽小野田都市計画用途地域の変更（山陽小野田市決定）

理 由

山陽小野田市都市計画マスタープラン(令和元年12月改定)では、山陽小野田市立山口東京理科大学を「学術研究拠点」として位置付け、産学官連携の推進による産業振興等を図ることとしています。

この度、土地利用の現況及び動向を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の規制、誘導を行い、学術研究の発展に伴うそれらの環境の充実を図るため、用途地域の変更を行おうとするものです。